

議案第67号

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格を改めるため、この条例を定めようとする。

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- （4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許
状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- （10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適
当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。